

# 企業誘致優遇制度 (平成28年4月より適用)

問合せ 経済観光課 ☎0495-77-0703

平成28年4月から町内で農業、製造業、情報通信業、運輸業等の事業所を新設または増設した事業者が一定の要件を満たした場合、次の優遇制度を受けられるようになります。

**優遇制度を受けるには** 次のいずれかに該当する必要があります。

- 新設事業所の用地面積が3,000㎡以上、または増設1,500㎡以上で、かつ、事業開始に伴い、町内居住者1人以上の新規雇用があること。
- 新設事業所の投下固定資産額が1億円以上、または増設5千万円以上で、かつ、事業所の事業開始に伴い、町内居住者1人以上の新規雇用があること。

## 優遇制度の種類

### 1. 施設 奨励金

事業所の用に供するため取得した土地、家屋及び償却資産に賦課される固定資産税に相当する額を、事業開始後最初に課税される年度から起算して3年間交付します。

### 2. 雇用促進 奨励金

新規雇用者一人当たり15万円(300万円を限度)を1回に限り交付。対象となる新規雇用者は、事業所において事業を開始する日以前から町内に居住し、住民基本台帳に記録されており事業開始日から1年以上継続して雇用された者となります。

### 3. 法人町民税 奨励金

事業開始日の翌年度に課税される法人町民税に相当する額(100万円を限度)を、1回に限り交付します。

### 4. 埋蔵文化財調査 奨励金

事業所の用に供するため取得した土地において、埋蔵文化財調査に要した費用の2分の1に相当する額(500万円を限度)を、1回に限り交付します。

すでに神川町内で事業を行っている場合でも、増設での優遇措置を受けることができます。

この場合は、上記1、2、4の優遇制度が該当となります。

※増設…町内に事業所を有する者が既存の事業所のほかに同一業種の事業所を町内に設置すること、または既存の事業所の敷地内もしくは隣接して当該事業所を拡張すること。

# 小規模工事等の契約希望業者登録申請について

問合せ 総務課 ☎0495-77-2114

町では、平成28・29年度において町が発注する小規模工事等の執行に際して、受注希望がある小規模事業者を対象に、業者登録申請の受付を行います。

対象契約金額については1件50万円未満、申請業種については5業種以内とします。

## 【登録業種(全業種)】

- ①建設工事[土木、建築、とび、電気、管、造園等]
- ②設計、調査、測量業務
- ③土木施設等維持管理
- ④物品、印刷、業務委託等
- ⑤その他の業種

## 【提出書類】

- (1)神川町小規模工事等契約希望者登録申請書
- (2)希望業種に必要な資格又は免許等の写し  
(建設業許可を受けている事業者は、許可証の写し)

## 【受付期間】

3月22日(火)から随時受付(休日を除く。)

## 【受付時間】

午前8時30分～12時、午後1時～5時15分

## 【受付場所】

役場総務課、支所地域総務課

## 【登録期間】

平成28年4月1日～平成30年3月31日

## 【その他】

申請書は、役場総務課、支所地域総務課又は神川町商工会窓口まで。

## 【登録申請できない事業者】

- (1)神川町内に現住所を有していない事業者
- (2)神川町の入札参加資格者名簿(建設工事・物品等)に登録されている事業者

～神川町国保・後期高齢者医療制度からのお知らせ～

# 人間ドック・脳ドック助成事業 保養施設利用助成制度

【注意!】利用前に必ず、役場担当窓口で申込みをお済ませください。

【申込み・問合せ】 保険健康課 ☎0495-77-2113

## 人間ドック・脳ドック助成事業

健康で楽しい毎日を送るためにも、年に一度は体のチェックをしませんか。健康診断は、自分の体を知る良ききっかけになります。神川町では、次のとおり人間ドック・脳ドックの受診者に対して助成事業を行っています。

### 【対象者】

- ▼神川町国保加入者
  - ・人間ドック等の受診日に引き続き6か月以上神川町国保に加入されている、30歳以上の方で国保税を滞納していない世帯の方
- ▼後期高齢者医療制度の加入者
  - ・人間ドック等の受診日までに後期高齢者医療制度に加入されている方



※助成は年度内1人1回までとなります。  
※町の健康診断(特定健診)を受ける方は、助成対象外となります。(ただし、脳ドック助成は申請できま(す)。  
※神泉総合支所でも、申込みの取り次ぎを行っています。

## 保養施設利用助成制度

ご家族やお友達との思い出作りに、ぜひご利用ください。

### 【対象者】

#### ▼神川町国保加入者

利用申請日に神川町国保に加入されている方

#### ▼後期高齢者医療制度の加入者

利用申請日に後期高齢者医療制度に加入されている方

### 【助成金】

2,000円(年度内1人1回限り)

### 【利用できる施設】

- ・冬桜の宿神泉
- ・埼玉県国保連合会が提携する指定保養施設(全国約300のホテル、旅館等)

※詳しくは町のホームページをご覧ください。ただ、担当までお問い合わせください。

※神泉総合支所でも、申込みの取り次ぎを行っています。



- 【申込から助成金受領までの手順】
- ①ご自身で健診機関へ直接連絡をして、健診日の予約をします。
  - ②役場の担当窓口で「人間ドック等申込書」に必要事項を記入・押印します。
  - ③健診機関で受診します。
  - ④役場の担当窓口で、助成金の申請を行います。
  - ⑤後日、指定口座に助成金が振り込まれます。
- 〔持参するもの〕
- 健診料の領収書
  - 健診結果
  - 認印
  - 振込先口座の通帳

### 【助成金額】

(人間ドック・脳ドック・併用ドック共通)

○上限 25,000円

○健診料の差額は個人負担となります。

※人間ドックの検査項目に特定健康診断の検査項目がすべて含まれている場合、特定健康診断を受診したとみなすことができ、健診結果により、特定保健指導の対象者となります。